

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「募集」を「公募」に改め、同条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 久喜市PFI等審査委員会条例(令和3年久喜市条例第1号)第3条第3号又は第4号に規定する事項として久喜市PFI等審査委員会における審議又は審査を経て、公の施設の整備及び管理において民間の資金、経営能力、技術的支援等を活用する手法による事業を行うものとして市長が選定した民間事業者(以下「PFI等選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定しようとするとき。

第17条中「第4条の規定により」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、PFI等選定事業者を指定管理者の候補者として選定しようとするときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。